

(別記様式第 1 号)

(様式 3)

計画作成年度	令和 5 年度
計画主体	鹿児島県阿久根市

阿久根市鳥獣被害防止計画

担 当 部 署 名 : 阿久根市農政課
所 在 地 : 鹿児島県阿久根市鶴見町 200 番地
電 話 番 号 : 0996-73-1211
F A X 番 号 : 0996-72-2029
メールアドレス : noseikanri@city.akune.kagoshima.jp

- (注) 1 共同で作成する場合は、すべての計画主体を掲げるとともに、代表となる計画主体には(代表)と記入する。
- 2 被害防止計画の作成に当たっては、別添留意事項を参照の上、記入等すること。

1. 対象鳥獣の種類、被害防止計画の期間及び対象地域

対象鳥獣	イノシシ、シカ、サル、タヌキ、アナグマ、カラス、ヒヨドリ、スズメ
計画期間	令和6年度～令和8年度
対象地域	鹿児島県阿久根市

(注) 1 計画期間は、3年程度とする。

2 対象地域は、単独で又は共同で被害防止計画作成する全ての市町村名を記入する。

2. 鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止に関する基本的な方針

(1) 被害の現状 (令和4年度)

(単位:千円/ha)

鳥獣の種類	被害の現状	
	品 目	被害数値
イノシシ	水稲	127千円 0.11ha
	果樹 (ブドウ)	61千円 0.01ha
	野菜 (実えんどう等)	640千円 0.20ha
	イモ類 (サツマイモ等)	2,170千円 2.25ha
	林産物 (タケノコ)	1,140千円 4.75ha
	農産物被害:計	2,999千円 2.56ha
	林産物被害:計	1,140千円 4.75ha
	小 計	4,139千円 7.31ha
シカ	水稲	1千円 0.00ha
	果樹 (ボンタン)	47千円 0.01ha
	野菜 (オクラ)	91千円 0.01ha
	林産物 (タケノコ)	150千円 0.01ha
	造林木 (ヒノキ等)	7,770千円 2.6ha
		農産物被害:計
	林産物被害:計	7,920千円 2.61ha
	小 計	8,058千円 2.63ha
サル		0千円 0ha
	農産物被害:計	0千円 0ha
	林産物被害:計	0千円 0ha
	小 計	0千円 0ha
タヌキ		0千円 0ha
	農産物被害:計	0千円 0ha
	林産物被害:計	0千円 0ha
	小 計	0千円 0ha
アナグマ	果樹 (早生温州ミカン)	27千円 0.02ha
	野菜 (実えんどう等)	406千円 0.08ha

	イモ類（サツマイモ）	307千円	0.33ha
	農産物被害：計	739千円	0.43ha
	林産物被害：計	0千円	0ha
	小計	739千円	0.43ha
カラス	水稲	37千円	0.03ha
	果樹（早生温州ミカン）	19千円	0.01ha
	野菜（ピーマン）	91千円	0.03ha
	農産物被害：計	148千円	0.07ha
	林産物被害：計	0千円	0ha
	小計	148千円	0.07ha
ヒヨドリ	果樹（不知火）	232千円	0.06ha
	野菜（スナップエンドウ等）	2,136千円	0.39ha
	農産物被害：計	2,368千円	0.45ha
	林産物被害：計	0千円	0ha
	小計	2,368千円	0.45ha
スズメ	水稲	162千円	0.14ha
	農産物被害：計	162千円	0.14ha
	林産物被害：計	0千円	0ha
	小計	162千円	0.14ha
合計	農産物被害：計	6,554千円	3.67ha
	林産物被害：計	9,060千円	7.4ha
	合計	15,614千円	11.07ha

※四捨五入の関係で、計と内訳の計が一致しない場合がある。
(注) 主な鳥獣による被害品目、被害金額、被害面積（被害面積については、水産業に係る被害を除く。）等を記入する。

(2) 被害の傾向

① イノシシ

イノシシによる被害は、6月から10月にイモ類（特にサツマイモ）や水稲への食害が発生している。被害は市内全域で発生しており、生息・被害地域での拡大等により捕獲頭数を上回る生息頭数があるものと想定され増加傾向にある。

② シカ

シカによる被害は、年間を通して発生している。造林木への樹皮剥ぎ被害、幼齢木への食害があり、ボンタンにも被害が及んでいる。被害は尾崎・田代地区を中心に市全域の山間部で発生しており、捕獲頭数を上回る生息頭数の増加や被害地域の拡大等により増加傾向にある。

③ サル

サルによる被害はなく令和4年度においては、被害も確認されていないが、サルを目撃相談があるため、生息頭数の増加や被害の発生が

懸念される。

④ タヌキ

タヌキによる被害は、主に収穫期の果樹等に発生していたが、令和4年度においては、被害は確認されていない。

⑤ アナグマ

アナグマによる被害は、平成19年度から報告されるようになり、収穫期の柑橘類などに被害を及ぼしている。被害は市内全域で発生しているが、捕獲頭数の増加に伴い減少傾向にある。

⑥ カラス

カラスによる被害は、夏から秋を中心に、水稻、果樹、野菜に発生している。被害発生区域は、市内全域で集落内の家庭菜園にまで及んでいる。

⑦ ヒヨドリ

ヒヨドリによる被害は、年度によって変動があるが、令和4年度は飛来数が多く、主に果樹や野菜に被害が発生した。被害発生区域は、市内全域に及んでいる。

⑧ スズメ

スズメによる被害は、主に水稻に発生している。被害発生区域は、市内全域に及んでいる。

- (注) 1 近年の被害の傾向（生息状況、被害の発生時期、被害の発生場所、被害地域の増減傾向等）等について記入する。
2 被害状況がわかるようなデータ及び地図等があれば添付する。

(3) 被害の軽減目標

指標	現状値（令和4年度）		目標値（令和8年度）	
イノシシ	4,139 千円	7.31ha	2,897 千円	5.12ha
シカ	8,058 千円	2.63ha	5,641 千円	1.84ha
サル	—千円	—ha	—千円	—ha
タヌキ	0 千円	0.00ha	0 千円	0.00ha
アナグマ	739 千円	0.43ha	517 千円	0.30ha
カラス	148 千円	0.07ha	104 千円	0.05ha
ヒヨドリ	2,368 千円	0.45ha	1,658 千円	0.32ha
スズメ	162 千円	0.14ha	113 千円	0.10ha
合計	15,614 千円	11.07ha	10,930 千円	7.73ha

- ※四捨五入の関係で、計と内訳の計が一致しない場合がある。
(注) 1 被害金額、被害面積等の現状値及び計画期間の最終年度における目標値を記入する。
2 複数の指標を目標として設定することも可能。

(4) 従来講じてきた被害防止対策

	従来講じてきた被害防止対策	課題
捕獲等に関する取組	<p>令和2年度</p> <p>県補助事業（国庫事業） 捕獲機材の購入 大型獣用捕獲器：3基 小型獣用捕獲器：10基 くくり罠：252基 わな免許講習受講料助成：5人</p> <p>令和3年度</p> <p>県補助事業（国庫事業） 捕獲機材の購入 大型獣用捕獲器：1基 小型獣用捕獲器：2基 くくり罠：159基 わな免許講習受講料助成：1人</p> <p>令和4年度</p> <p>県補助事業（国庫事業） 捕獲機材の購入 大型獣用捕獲器：3基 小型獣用捕獲器：2基 くくり罠：108基 わな免許講習受講料助成：2人</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・捕獲従事者の高齢化及び新規捕獲従事者の確保 ・研修会等を通じた効率の良い捕獲の実施
防護柵の設置等に関する取組	<p>令和2年度</p> <p>県補助事業（国庫事業） ワイヤーメッシュ柵設置 内田・桑原城下地区：1,230m</p> <p>市単独事業 電気柵：12,942m×2段 ワイヤーメッシュ柵：500m</p> <p>令和3年度</p> <p>県補助事業（国庫事業） ワイヤーメッシュ柵設置 内田・東牧内地区：1,750m</p> <p>市単独事業 電気柵：12,252m×2段 ワイヤーメッシュ柵：620m 防鳥網：4,312m²</p> <p>令和4年度</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・侵入防止柵（国庫事業による資材購入）設置に係る労務人員の確保

	県補助事業（国庫事業） 金網柵設置 桑原城上地区：800m ワイヤーマッシュ柵設置 弓木野地区：340m 市単独事業 電気柵：11,255m×2段 ワイヤーマッシュ柵：400m イノシシ・防鳥網：4,579m	
生息環境管理その他の取組	該当なし	

- (注) 1 計画対象地域における、直近3ヶ年程度に講じた被害防止対策と課題について記入する。
- 2 「捕獲等に関する取組」については、捕獲体制の整備、捕獲機材の導入、捕獲鳥獣の処理方法等について記入する。
- 3 「防護柵の設置等に関する取組」については、侵入防止柵の設置・管理、追上げ・追払い活動等について記入する。
- 4 「生息環境管理その他の取組」については、緩衝帯の設置、放任果樹の除去、鳥獣の習性、被害防止技術等に関する知識の普及等について記入する。

(5) 今後の取組方針

<p>阿久根市での令和4年度の被害総額は15,614千円、被害面積は11.07haとなっている。</p> <p>これらを踏まえ、被害防止計画の被害軽減目標を令和8年度の被害金額及び被害面積より30%減の10,930千円、7.73haとする。</p> <p>この目標を達成するため、これまで行ってきた捕獲による被害軽減と鳥獣被害防止関連の補助事業等の活用による侵入防止柵等の設置に加え、周辺自治体との広域連携による捕獲体制の構築に努めるとともに、被害防止に関する地域懇談会や現地研修会などの実施を通じ、地域が主体となった地域ぐるみの被害防止体制の構築を推進する。また、ICTの導入による個体生息域の把握や捕獲体制の強化を検討する。</p> <p><今後の計画></p> <ol style="list-style-type: none"> ① 地域の意識改革による被害防止体制の確立に向けた取組の推進 ② 捕獲と侵入防止を一体とした総合的な被害防止対策の推進 ③ 周辺自治体との広域連携による捕獲体制の構築 ④ 捕獲従事者の確保・育成
--

- (注) 被害の現状、従来講じてきた被害防止対策等を踏まえ、被害軽減目標

を達成するために必要な被害防止対策の取組方針について記入する。
 (ICT (情報通信技術) 機器やGIS (地理情報システム) の活用等、対策の推進に資する技術の活用方針を含む。)

3. 対象鳥獣の捕獲等に関する事項

(1) 対象鳥獣の捕獲体制

鳥獣被害対策実施隊は、捕獲に関する指導等を行う。
 なお、捕獲の実施については、市民や農林業者等から捕獲依頼を受けた阿久根市猟友会及び脇本猟友会に所属する捕獲従事者が、法人捕獲及び特定鳥獣の個体数調整等の捕獲を行う。
 (捕獲従事者総数：55人)

- (注) 1 鳥獣被害対策実施隊のうち対象鳥獣捕獲員の指名又は任命、狩猟者等の外部団体への委託、わなの見回り補助等による捕獲者のサポート等による対象鳥獣の捕獲体制を記入するとともに、捕獲に関わる者のそれぞれの取組内容や役割について記入する。
- 2 対象鳥獣捕獲員を指名又は任命する場合は、その構成等が分かる資料があれば添付する。
- 3 捕獲等を推進する上で、被害防止計画に基づく対象鳥獣の捕獲等に従事している者にライフル銃を所持させる必要がある場合には、そのことについて記入する。

(2) その他捕獲に関する取組

年度	対象鳥獣	取組内容
令和6年度	イノシシ・シカ ・サル・タヌキ ・アナグマ・カラス・ヒヨドリ ・スズメ	捕獲機材 (箱わな等) の導入を進めるとともに、被害が多発する地域の農林業者を対象に網及びわな猟の免許取得を促進し、狩猟者の確保・育成に努める。また、捕獲経費の助成により捕獲数の増加を図る。
令和7年度	イノシシ・シカ ・サル・タヌキ・アナグマ・カラス ・ヒヨドリ・スズメ	捕獲機材 (箱わな等) の導入を進めるとともに、被害が多発する地域の農林業者を対象に網及びわな猟の免許取得を促進し、狩猟者の確保・育成に努める。また、捕獲経費の助成により捕獲数の増加を図る。
令和8年度	イノシシ・シカ ・サル・タヌキ・アナグマ・カラス ・ヒヨドリ・スズメ	捕獲機材 (箱わな等) の導入を進めるとともに、被害が多発する地域の農林業者を対象に網及びわな猟の免許取得を促進し、狩猟者の確保・育成に努める。また、捕獲経費の助成により捕獲数の増加を図る。

(注) 捕獲機材の導入、鳥獣を捕獲する担い手の育成・確保等について記入

する。

(3) 対象鳥獣の捕獲計画

捕獲計画数等の設定の考え方
<p>① イノシシ</p> <p>近年、狩猟期を除くイノシシの捕獲数が増加傾向にあり、水稻や野菜等へ被害が及んでいる。今後も農林産物への被害軽減を図る必要がある、令和2年度の捕獲実績が大幅に増加していることから、捕獲計画数を次表のとおりとする。</p> <p>なお、捕獲は銃器及びわなにより市内全域で行う。 (捕獲実績：令和2年度853頭、令和3年度485頭、令和4年度613頭)</p>
<p>② シカ</p> <p>近年、シカの出没が相次ぎ、農林産物に多くの被害を及ぼしており、特に阿久根市の特産品であるボンタンへの樹木被害が増大している。また、依然として農作物への被害や目撃情報が多発しており、被害の増加が懸念されるため、次表のとおりとする。</p> <p>なお、捕獲は銃器及びわなにより市内全域で行う。 (捕獲実績：令和2年度1,010頭、令和3年度1,149頭、令和4年度1,229頭)</p>
<p>③ サル</p> <p>令和3年度以降サルの捕獲実績はないが、目撃相談がある。今後、果樹等への被害が想定されることから、捕獲計画数を次表のとおりとする。</p> <p>なお、捕獲は銃器及びわなにより市内全域で行う。 (捕獲実績：令和2年度0頭、令和3年度0頭、令和4年度0頭)</p>
<p>④ タヌキ</p> <p>タヌキによる果樹等への被害が今後も想定されることから、捕獲計画数を次表のとおりとする。なお、捕獲は銃器及びわなにより市内全域で行う。 (捕獲実績：令和2年度20頭、令和3年度28頭、令和4年度49頭)</p>
<p>⑤ アナグマ</p> <p>アナグマによる野菜やイモ類への被害が今後も想定されることから、捕獲計画数を次表のとおりとする。なお、捕獲は銃器及びわなにより市内全域で行う。 (捕獲実績：令和2年度322頭、令和3年度244頭、令和4年度256頭)</p>
<p>⑥ カラス</p> <p>これまで農家等の自主的な対応などにより捕獲数は少ないが、今後も果樹、水稻、野菜等への被害が想定されることから、捕獲計画数を次表のとおりとする。なお、捕獲は銃器及び捕獲箱により市内全域で行う。 (捕獲実績：令和2年度52羽、令和3年度46羽、令和4年度41羽)</p>

- ⑦ ヒヨドリ
ヒヨドリは令和2年度を除き捕獲実績はないが、被害の報告や相談がある。年度により被害に変動があるものの、豆類、野菜への被害が想定されることから、捕獲計画数を次表のとおりとする。なお、捕獲は銃器により市内全域で行う。（捕獲実績：令和2年度30羽）
- ⑧ スズメ
スズメの捕獲実績はないが、今後も水稻への被害が想定されることから、捕獲計画数を次表のとおりとする。なお、捕獲は銃器により市内全域で行う。

(注) 近年の対象鳥獣の捕獲実績、生息状況等を踏まえ、捕獲計画数等の設定の考え方について記入する。

対象鳥獣	捕獲計画数等		
	令和6年度	令和7年度	令和8年度
イノシシ	1,000	1,000	1,000
シカ	1,700	1,700	1,700
サル	5	5	5
タヌキ	60	60	60
アナグマ	370	370	370
カラス	60	60	60
ヒヨドリ	30	30	30
スズメ	30	30	30

(注) 対象鳥獣の捕獲計画数、個体数密度等を記入する。

捕獲等の取組内容
阿久根市内全域で銃器、わな等を用いて対象鳥獣の捕獲を行う。また、イノシシ、シカについては年間を通して被害が生じているため、重点的に捕獲を行う。

- (注) 1 わな等の捕獲手段、捕獲の実施予定時期、捕獲予定場所等について記入する。
- 2 捕獲等の実施予定場所を記した図面等を作成している場合は添付する。

ライフル銃による捕獲等を実施する必要性及びその取組内容
該当なし

(注) 被害防止計画に基づく対象鳥獣の捕獲等に従事している者にライフル銃を所持させて捕獲等を行う場合には、その必要性及び当該被害防止計画に基づく対象鳥獣の捕獲等に従事している者による捕獲手段、捕獲の実施予定時期、捕獲予定場所等について記入する。

(4) 許可権限委譲事項

対象地域	対象鳥獣
該当なし	該当なし

(注) 1 都道府県知事から市町村長に対する有害鳥獣捕獲等の許可権限の委譲を希望する場合は、捕獲許可権限の委譲を希望する対象鳥獣の種類を記入する（鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止のための特別措置に関する法律（平成19年法律第134号。以下「法」という。）第4条第3項）。

2 対象地域については、複数市町村が捕獲許可権限の委譲を希望する場合は、該当する全ての市町村名を記入する。

4. 防護柵の設置等に関する事項

(1) 侵入防止柵の整備計画

対象鳥獣	整備内容		
	令和6年度	令和7年度	令和8年度
イノシシ シカ	<u>県補助事業</u> （国庫事業） 金網柵：1,750m ワイヤーマッシュ柵 ：950m <u>市単独事業</u> 電気柵 12,500m×2段	<u>県補助事業</u> （国庫事業） 金網柵：700m ワイヤーマッシュ ユ柵：2,000m <u>市単独事業</u> 電気柵 12,500m×2段	<u>県補助事業</u> （国庫事業） 金網柵：700m ワイヤーマッシュ 柵：2,000m <u>市単独事業</u> 電気柵 12,500m×2段
カラス ヒヨドリ スズメ	<u>市単独事業</u> 防鳥網 45a	<u>市単独事業</u> 防鳥網 45a	<u>市単独事業</u> 防鳥網 45a

(注) 1 設置する柵の種類、設置規模等について記入する。

2 侵入防止柵の設置予定場所を記した図面等を作成している場合は添付する。

(2) 侵入防止柵の管理等に関する取組

対象鳥獣	取組内容		
	令和6年度	令和7年度	令和8年度
該当なし	侵入防止柵の管理委託契約に基づき、柵の効果が上がるよう、地域住民による定期的かつ適	侵入防止柵の管理委託契約に基づき、柵の効果が上がるよう、地域住民による定期的かつ適	侵入防止柵の管理委託契約に基づき、柵の効果が上がるよう、地域住民による定期的かつ適

	正な維持管理に努めながら、鳥獣被害の防止対策に関する指導も随時指導する。	つ適正な維持管理に努めながら、鳥獣被害の防止対策に関する指導も随時指導する。	つ適正な維持管理に努めながら、鳥獣被害の防止対策に関する指導も随時指導する。
--	--------------------------------------	--	--

(注) 侵入防止柵の管理、追上げ・追払い活動等に関する取組等について記入する。

5. 生息環境管理その他被害防止施策に関する事項

年度	対象鳥獣	取組内容
令和6年度	イノシシ・シカ ・サル・タヌキ・アナグマ カラス・ヒヨドリ ・スズメ	鳥獣が住みづらい環境を整備するため、協議会が中心となり、被害が多い集落を中心に地域検討会等を開催し、地域ぐるみによる侵入防止柵の設置、追払い活動等を促進するなど、地域住民に対し被害防止対策の普及啓発を図る。
令和7年度	イノシシ・シカ ・サル・タヌキ・アナグマ・カラス ・ヒヨドリ・スズメ	鳥獣が住みづらい環境を整備するため、協議会が中心となり、被害が多い集落を中心に地域検討会等を開催し、地域ぐるみによる侵入防止柵の設置、追払い活動等を促進するなど、地域住民に対し被害防止対策の普及啓発を図る。
令和8年度	イノシシ・シカ ・サル・タヌキ・アナグマ・カラス ・ヒヨドリ・スズメ	鳥獣が住みづらい環境を整備するため、協議会が中心となり、被害が多い集落を中心に地域検討会等を開催し、地域ぐるみによる侵入防止柵の設置、追払い活動等を促進するなど、地域住民に対し被害防止対策の普及啓発を図る。

(注) 緩衝帯の設置、里地里山の整備、放任果樹の除去、被害防止に関する知識の普及等について記入する。

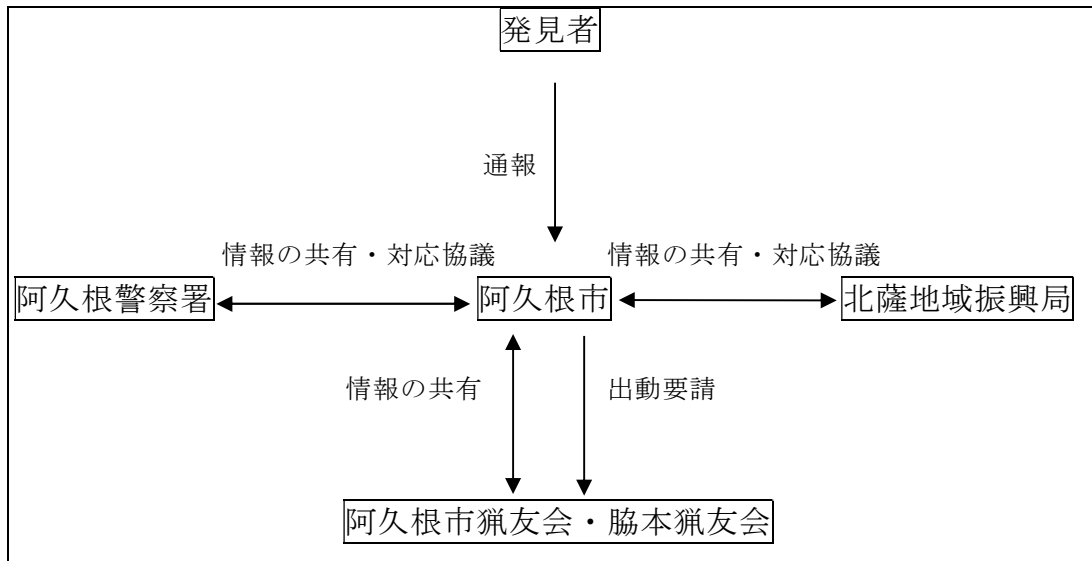
6. 対象鳥獣による住民の生命、身体又は財産に係る被害が生じ、又は生じるおそれがある場合の対処に関する事項

(1) 関係機関等の役割

関係機関等の名称	役割
阿久根市農政林務課（農政管理係、林務係）	人的被害等の情報収集、住民への周知、関係機関との連絡調整
北薩地域振興局農林水産部	関係法令及び被害防止対策の指導及び助言
阿久根警察署	住民の安全の確保対策
阿久根市猟友会協本猟友会	鳥獣捕獲の実施

- (注) 1 関係機関等には、都道府県、警察、市町村、鳥獣被害対策実施隊、猟友会等の名称を記入する。
- 2 役割欄には、緊急時又は平常時において、各関係機関等が果たすべき役割を記入する。
- 3 対象鳥獣による住民の生命、身体又は財産に係る被害が生じ、又は生じるおそれがある場合の対処に関して、規程等を作成している場合は添付する。

(2) 緊急時の連絡体制



(注) 緊急時の各関係機関等の連絡体制及び連絡方法等をフロー図等により記入する。

7. 捕獲等をした対象鳥獣の処理に関する事項

- ・鳥獣捕獲者は主に埋設処理を行っている。
- ・(一社) いかくら阿久根はジビエ活用を促進するため、令和4年12月に国産ジビエ認証を取得。捕獲者に対し、運営体制を説明し、受け入れを開始している。
- ・市の土地などを活用し、共同埋設地の選定を検討する。

(注) 適切な処理施設での焼却、捕獲等をした現場での埋設等、捕獲等をした鳥獣の処理方法について記入する。

8. 捕獲等をした対象鳥獣の食品・ペットフード・皮革としての利用等その有効な利用に関する事項

(1) 捕獲等をした鳥獣の利用方法

食品	シカ・イノシシ成獣を市内食肉加工施設にて解体し、ジビエ肉として加工処理を行い販売する。
ペットフード	該当なし

皮革	該当なし
その他 (油脂、骨製品、角製品、動物園等でのと体給餌、学術研究等)	該当なし

(注) 利用方法ごとに、現状及び目標を記入する。

(2) 処理加工施設の取組

(一社) いかくら阿久根への受け入れを開始しており、人材の育成、良質な肉の在庫管理、需要把握、商品開発を推進しながら販路拡大に向けて取り組む。

〈目標処理頭数〉

(単位：頭)

	現状 (R 4 年度)	目標処理頭数		
		R 6	R 7	R 8
イノシシ	43	50	60	70
シカ	84	90	100	110

(注) 処理加工施設を整備する場合は、年間処理計画頭数、運営体制、食品等としての安全性の確保に関する取組等について記入する。

(3) 捕獲等をした対象鳥獣の有効利用のための人材育成の取組

該当なし

(注) 処理加工に携わる者の資質の向上や、捕獲から搬入までの衛生管理の知識を有する者の育成の取組等について記入する。

9. 被害防止施策の実施体制に関する事項

(1) 協議会に関する事項

協議会の名称	阿久根市鳥獣被害防止対策協議会
構成機関の名称	役割
阿久根市農政林務課 (農政管理係、林務係)	協議会に関する連絡調整 (協議会事務局)、被害防止施策の立案及び実施、地域ぐるみによる被害防止対策の推進等
北薩森林管理署	国有林内の鳥獣に関する情報提供、被害

	防止技術の情報交換
北薩地域振興局農林水産部	鳥獣被害に関する情報提供、被害防止技術の情報交換、協議会運営に関する指導・助言
阿久根警察署	狩猟事故防止に関する情報提供
阿久根市猟友会協本猟友会	鳥獣に関する情報提供、有害鳥獣の捕獲
鹿児島いずみ農業協同組合	鳥獣に関する情報提供、営農（技術）指導、被害防止技術の情報交換
北薩森林組合	鳥獣に関する情報提供
阿久根市鳥獣保護管理員	鳥獣に関する情報提供、鳥獣の保護に関する業務
農家・被害地区代表者	鳥獣に関する情報提供、被害防止対策の推進等
いかくら阿久根	捕獲鳥獣の利活用

- (注) 1 関係機関等で構成する協議会を設置している場合は、その名称を記入するとともに、構成機関欄には、当該協議会を構成する関係機関等の名称を記入する。
- 2 役割欄には、各構成機関等が果たすべき役割を記入する。

(2) 関係機関に関する事項

関係機関の名称	役割
鹿児島県	鳥獣被害対策及び被害防止技術に関する情報提供、その他必要な連携・支援、被害防止対策推進会議の開催

- (注) 1 関係機関欄には、協議会の構成機関以外の関係機関等の名称を記入する。
- 2 役割欄には、各関係機関等が果たすべき役割を記入する。
- 3 協議会及びその他の関係機関からなる連携体制が分かる体制図等があれば添付する。

(3) 鳥獣被害対策実施隊に関する事項

設立年月日：平成25年3月21日 構成：市職員15人（うち狩猟免許保持者2人） 活動内容：捕獲わなの設置、捕獲、被害調査、被害防止対策の普及啓発
--

- (注) 1 被害状況を勘案し、鳥獣被害対策実施隊を設置する必要があると認める場合は、その設置に関して設置に向けた基本的な方針や検討の状況、設置予定時期等について記入する。
- 2 鳥獣被害対策実施隊を設置している場合は、鳥獣被害対策実施隊が行う被害防止施策、その規模、構成、農林漁業者や農林漁業団体職員、地域住民等の多様な人材の活用策等を記入するとともに、実施体制が

わかる体制図等があれば添付する。

(4) その他被害防止施策の実施体制に関する事項

特になし

(注) 将来的な被害防止対策の実施体制の維持・強化の方針その他被害防止施策の実施体制に関する事項（地域の被害対策を企画・立案する者の育成・確保や現場で対策を実施する者の知識・技術の向上等の被害対策に関する人材育成の取組を含む。）について記入する。

10. その他被害防止施策の実施に関し必要な事項

被害防止対策については、阿久根市鳥獣被害防止対策協議会が中心となり、関係機関と連携し情報交換や技術研修等の実施に努める。

(注) 近隣市町村と連携した広域的な被害防止対策等その他被害防止施策の実施に関し必要な事項について記入する。

○被害防止計画作成経過

計画作成年度	公表年月日
平成 21 年度（1 期）	平成 21 年 12 月 16 日
平成 24 年度（2 期）	平成 25 年 3 月 21 日
平成 26 年度（3 期）	平成 27 年 3 月 10 日
平成 29 年度（4 期）	平成 30 年 3 月 18 日
令和 2 年度（5 期）	令和 3 年 3 月 31 日
令和 4 年度（変更）	-
令和 5 年度（変更）	-
令和 5 年度（6 期）	令和 6 年 4 月 11 日